

令和5年度芦東山記念館館長講座
「続・一関市域の江戸時代犯科帳」

第1回
奴刑のはなし

令和5年5月13日（土）13時30分～15時
於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

奴刑は、犯罪者当人もしくはその家族等を奴婢（＝犯罪奴隸）化する刑罰であり、古今東西広くみられる刑罰である。わが国近世においても、対馬藩（宗家）を初めとする西南諸藩の奴刑の存在が知られており、決して珍しい刑罰ではない。

しかし、その具体的な内容にはそれぞれ相違があり、仙台藩・一関藩で行われた奴刑にも顕著な特徴がある。今回は、この仙台藩・一関藩の奴刑の特徴を説明する。

I 江戸幕府の奴刑

仙台藩・一関藩の奴刑について検討する前に、参考として江戸幕府の奴刑についてみておきたい。

1) 近世前期

【資料1】にみられるように、No. 1・9・11等の例外はあるものの、奴刑が科されるのはほとんどが犯罪者の妻子で、いわゆる縁坐刑として奴に処された者である（＝縁坐奴）。付与先の多くは右筆（＝書記役）である。

2) 近世中期以降

- ・元禄末～享保初(1700～1720)頃に、「火罪や磔に処された者の男子は斬罪とする。妻と女子は奴とし、代官所の者は囚獄（＝牢屋奉行）に、給所（＝旗本領）の者は地頭（＝旗本）に与える」との法令が出されている。
- ・享保13年(1728)に、奴に処された女は、江戸幕府の家臣で望みの者がいれば付与し、町方についても貰いたい者がいれば与えるとした。
- ・寛保2年(1742)に一応の成立をみた『公事方御定書』下巻第20条中に、
「男に誘引され、山越えいたし候女は奴」
「関所を忍び通った女は奴」

と規定され、奴に処されるのはこの2ヶ条のみとなり、以後この法が幕末まで維持されることになる。従って、幕府で奴に処される者はさほど多くなかったから、奴刑の重要度もわずかなものになったろう。

II 仙台藩の奴刑

1) 近世前期

- ・仙台藩においても、奴とされる者はほとんどが犯罪者の妻子であるが、元禄初年(1690)

年前後）には判決文に「妻子・家財欠所」と記されていたものが、元禄末年（1700年前後）には「妻子奴・家財欠所」と記されるように変化する。これは、妻子と家財が同一視されていたものが、妻子と家財が分化されたことを示すのではないか。

- ・後に「島奴」と称される制度が、貞草・元禄期（17世紀末）にみられ、これは判決文に「遠島の者に奴くださる」「牡鹿郡網地浜へ奴に賜う」とあるように、犯罪者自身が流罪地に奴として与えられるものである。
- ・いずれも凡下（=庶民）身分の者が奴とされ、しかもそれは無期刑だったと思われる。

2) 『評定所格式帳』（元禄16年（1703）制定）にみられる奴刑

- ・『評定所格式帳』第43条「罪の者妻子御仕置きの格」第7項・第8項
一凡下、死罪・牢朽し・流罪・他国御追放の分は、妻子奴、家財欠所仰せ付けられ候、「只今は、妻子奴仰せ付けられず候、その身罪をもっては、奴に男女とも仰せ付けられ候」（この朱書は明和5年（1768）に書き加えられたもの）
- 一奴の分、御町奉行・御郡奉行・御目付・御用番の御武頭・評定所御役人ならびに評定所にて相勤め候役人共・御歩目付・御奉行手前物書・出入司の物書きへ下され候、

ただし、公義にて、御評定所へ出座の御方へ下され候由に付、右の通り仰せ付けられ候、

- ・『同上』第36条「翔落者の類」第3項
一（前略）博奕など打ち、欠落致し候分は、尋ね申さず候、跡欠所、妻子奴にまかりなり候、
- ・これらの規定により、死罪・牢朽し・流罪・他国追放に処された犯罪者、及び博奕犯で欠落した者の妻子が縁坐奴とされたこと、逆にいうと、妻子が縁坐奴にされる対象犯罪が明確化された。そして、これらの奴刑は欠所と同一だから、永代（=無期）奴であったろうことも疑いない。
- ・さらに、奴の付与先が明確になり、それは仙台藩の評定所関係の諸役人だったことが分かる。なぜ、この諸役人に奴が与えられたのかというと、それは、幕府が評定所関係諸役人に付与していることに倣ったといっているが、幕府が奴を与えたのは主として右筆だったから、これは仙台藩の誤解である。
- ・いずれにせよ、この元禄末年頃には、縁坐奴が制度的にほぼ確立していたといえる。

3) 享保～延享期における奴刑の変容

① 島奴の制度化

- ・前記のように、近世前期に近流地の流人の中に奴とされた者がすでに存在したが、まだ制度としての島奴とはいえないかった。しかし、享保11年（1726）5月に「島奴に只今まで御扶持方くだされず候ところ、常の奴と違い候あいだ、島奴にくだされ候者は、御扶持方毫人分づつくだし置かれ候こと」との指令が出されている。これは島奴が「常の奴」と対比して捉えられるとともに、流人と同じ扶持を給与されることが示されており、藩の正式な刑罰の一種となっているといつてよい。
- ・また、従来死罪に処していた密通事件について、享保12年（1727）正月16日に

一夫持ち候女に相対の密通 男女共に島の奴

一夫持ち申さざる女を強いて奸し候者 男は島の奴、女はお構いなし

とされ、この規定において「島の奴」が密通に対して科せられる刑罰として明瞭な姿をとつて表れる。

・そして、この島奴を藩の刑罰体系に位置付けるにあたり、藩は流刑を「遠流」と「近流」の2つに分け、遠流（江島）一島奴—近流（田代・網地・長渡）の順とした。つまり島奴はあくまでも流刑の一種であり、近流地に流して、そこの大肝入等に付与する刑と明確化したのである。

・それゆえ、島奴が流刑の一種である以上、それは無期刑であることはいうまでもない。

② 縁坐奴の廃止

・江戸幕府は享保6年（1721）に縁坐制の緩和を図ったが、仙台藩も同12年（1727）に、密通のうえ本夫を殺した密夫は獄門に処されたうえ、子ども奴とされていたものを、子どもを奴にすることを止めている。

・妻の縁坐奴廃止を示す史料は入手していないが、幕末期に丹野茂永という武士が、「獅山様（=5代藩主伊達吉村、1703～1743藩主）御代より、追放以上に行われ候者の妻子奴と申す刑をば一切相止められ」（『伊達家文書』9、3187号）と述べていることを信用すれば、この時期に縁坐奴は廃止されたものと思われる。

③ 追放刑と結合した年季奴の成立=永代奴の消滅及び狭義の奴刑の成立

・江戸幕府の享保7年（1722）追放刑抑制令 → 仙台藩は凡下の他国追放を廃止し、それに代えて遠き川切り追放刑を採用（その内容は、追放刑の話の際述べた）

・近き川切り追放（三本木川・名取川）は、寛保2年（1742）に三郡追放に統一された。

・延享元年（1744）7月5日奉行通達

遠き川切り追放→男女とも5、6ヶ年の年限で、遠郡の大肝入等に奴として与える

翌年、男は実際に追放される場合もあるが、女はすべて奴とし、遠郡の大肝入・城下の検断に与える

三郡以下の追放→その時々の吟味で、男女とも諸役人へ奴として付与してよい
この奴には年季が付された。その根拠となる資料はみえないが、たぶん、

三郡追放→3年季、二郡追放→2年季、一郡追放→1年季

と換算されたのではないか

・以上を整理すると、i)島奴、男女とも→近流地の肝入等、ii)遠き川切り追放相当の男の奴→遠郡の大肝入等、iii)遠き川切り追放に代わる女の奴→遠方の大肝入・城下検断、iv)三郡追放以下相当の奴、男女とも→諸役人、に与えられたことになる。

・こうして、追放刑と奴刑が結合することにより、被追放者に監視が付かないという追放刑の弱点が克服されたといえる。

4) 奴身代金・代人制の登場

① 奴身代金・代人制とは何か

しかし、この被追放者を奴として大肝入・肝入・検断・諸役人へ与えるという制度にも問題があった。それは、この奴は縁坐奴ではなく犯罪者本人であり、主人のいうことを素

直に聞く奴ばかりではなかったろうということである。この点を改善するため、宝暦5年(1755)に下記の措置が取られるようになった。

一奴拝領の者、相対をもって双方より相応の身金(=身代金)召し上げ、いとま相出し候儀、苦しからず候、

一同じく相対をもって勝手次第代人を召し使い候儀、苦しからず候、

一奴の者父母看病いとま等願い候はば、相対にていとま取らせ、日数相かかる儀に候はば申し達し、それだけ年限末へ送り召し使い候か、又は右日数中代夫相出させ召し使い候とも、苦しからず候こと、

すなわち、奴刑の宣告を受けた者は、実際に奴として主人の下で使役される代わりに、身代金を支払うか代人を出すことで、自分自身は解放され、一方主人側も、使い勝手の悪い奴の代わりに金を貰うなり、使いやすい者を代人に出させるなどして、双方にとって便宜となる制度に変容したのである。

したがって、奴刑は、

- i 奴刑被宣告者がそのまま奴を勤める場合
- ii 身代金を出すことで解放される場合
- iii 代人を出して解放される場合

の3種類の奴刑が存在することになり、iiとiiiは語の本来の意味での奴刑ではなくなつたといえる。

なお、島奴の本質はあくまでも流刑だから、奴身代金・代人制の適用対象外だったろう。

② とある藩の密使による奴刑評

幕末期にいざこかの藩の密使が仙台藩の形勢を探索して提出した『仙台風談』という書に、次のような記事がある。大意を示すと、

- ・博奕宿は芭蕉の辻に晒されて、奴として年季をもって役方の者に与えられ、もし身代金を出せば、主人から心がけが直ったと藩に申し立てて免じて貰える。この罪を購う金子は奴の主人が取れるので、金持ちの者などが奴になると、大金を取って免じてやるようだ。
- ・米塩などを密売買すれば奴とされて町奉行以下の役人に与えられる。重いのは5、6年、軽いのは1、2年である。奴となって家中に与えられると、その主人によっては大金を取って免じてやる者もあり、金を出せないと非道に扱うようだ。藩は、主人がどれほど金を取ろうとも一向構わないようだ。

つまり、奴が解放されるための身代金額は、藩によって額が決められていたわけではなく、主人と奴との間の交渉次第だったらしい。だから強欲な主人は多額な身代金を要求し、奴側も何とか奴から解放されたいと望めば、それに応えざるを得なかつたのである。

詳細は略すが、実例をみても奴の身代金はバラバラであり、2年季の奴よりも1年季の奴の身代金が高額というケースもある。

③ 奴刑受刑者の主要職業

もちろん、この奴身代金・代人制が機能するためには、奴刑を宣告された者が実際に大金の身代金を払えるような経済的負担に耐えられる者が多くなければならない。そのような人物が、まさに上記『仙台風談』が取り上げているi)博奕犯とii)藩専売品の密売等の経済犯である。

さらに幕末期には、清酒密造者・操り芝居興行主・遊女屋などにも奴刑が適用され、その犯罪種類はきわめて多様であった。とくに注目されるのは、天保から幕末期に村方騒動の首謀者が奴刑に処されていることで、奴刑適用犯罪類型の外延は、裁判関係役人の判断で拡張可能だったのではなかろうか。

III 一関藩『増補刑罪録』に見える奴刑

一関藩の奴刑を考察するための素材としては、同藩の刑事判例集である『増補刑罪録』しか持ち合わせていないので、仙台藩のように詳細な検討はできない。このような限界がありながらも、一応【資料 2】に示した『増補刑罪録』記載の奴刑関係記事から読みとれる 2、3 の事実を紹介してみたい。

1) 近世前期

同資料で最も早い奴関係記事は、元禄 11 年(1698)9 月に、流清水町(花泉町)の甚作が、他屋敷に奉公して取り逃げした罪で「鼻を剣ぎ、仙台御領外へ追放」された際、「妻欠所」とされた事例(No. 1)であろう。この後、享保 8 年(1723)2 月に、囚人を護送していた道中で囚人を取り逃がし、その囚人を探索に出たまま帰らなかった足軽の彦平と巻之丞が、「家財・妻子欠所」に処されているので(No. 7)、やはり前期においては縁坐奴としての性格をもっていたといえる。

ただし、享保 4 年(1719)11 月に、東山中奥玉村(千厩町)の善左衛門と下奥玉村(同)の甚七が氣仙沼(現宮城県気仙沼市)へ密穀したことで他国追放に処されたとき、「妻子奴、家財欠所」となり(No. 4)、翌 5 年(1720)7 月、東山南小梨村(千厩町)の孫四郎が博奕を犯したため他国追放になった際、「妻子奴、家財欠所」とされているので(No. 5)、この頃が「妻子」と「家財」がようやく分離し始めた時期ではなかろうか。

2) 年季奴の出現

年季奴として早い例は、明和元年(1764)2 月に、役錢を納める約束を履行せずに密濁酒を売った東山上奥玉村(千厩町)源蔵後見与八郎が 1 ヶ年奴に処された事例(No. 10)であろう。以後はすべて年季奴といってよい。

年季は、1 ヶ年、2 ヶ年、3 ヶ年が中心であるが、半年(No. 128)、1 ヶ年半(No. 38、177)もある。これはまったくの例外であろうか。なお、仙台藩で、遠き川切り追放の代わりに設けられた 5、6 ヶ年という年季はみられなかった。この理由は不明である。

年季奴に処された人数は 373 人である。ただし、博奕犯には「同犯の者、奴壱ヶ年ずつ」のごとく、複数人が奴刑を科されたことが明らかながら、具体的な人数が不明な事例が多い。この場合も 1 人として計算したので、実際の奴刑受刑者はさらに多くなるはずである。

このような誤差を前提として奴刑適用犯罪類型をみると、博奕犯が 183 人(半年奴 1 人、1 ヶ年奴 159 人、1 ヶ年半奴 2 人、2 ヶ年奴 20 人、3 ヶ年奴 1 人)で奴刑総数の約 50 パーセントを占めて圧倒的に多い。ついで密物・密商売が 87 人(1 ヶ年奴 74 人、2 ヶ年奴 9 人、3 ヶ年奴 4 人)で約 24 パーセントである。この両者のみで約 75 パーセントを占めるから、奴刑の主要な適用犯罪類型が博奕犯と経済犯であることは仙台藩と同様といえる。

なお、年季奴の付与先については、安永 7 年(1778)3 月に、大町(旧一関市)源助妻の「けん」が、不行跡で夫へ対して我儘だとして「流大肝入へ壱ヶ年奴」とする判決(No. 17)以

外、一切不明である。仙台藩と同様なら、大肝入・検断などよりも藩の諸役人へ与えられる場合が多かったのではないかと思われるが、いまだ追究できていない。

3) 奴身代金・代人制の存否

それでは、これら奴刑に処された者が、身代金や代人を提供することによって奴刑から解放される制度を、一関藩も有していたのであろうか。仙台藩の項で詳説したように、奴身代金・代人制は、判決確定後に奴を与えられた者と奴当事者とが交渉して実施されるもので、判決自体には奴刑に処することだけが記される。それゆえ、判決文だけを簡略に記した『増補刑罪録』では、この問題を追究することは不可能で、他の諸資料の助けを借りなくてはならない。

しかし、本資料にその手懸かりがまったくないわけではない。例えば、天保8年(1837)12月に、小盗した罪で「乞喰頭へ相渡し、御領外三里四方追放 持道具欠所」に処された二関町(旧一関市)長蔵倅の市三郎は、「奴中出奔立ち帰り居」るとき小盜をしたようなので(No.130)、奴刑に実際に服していたことが想定される。

一方、天保4年(1833)7月に、流涌津村(花泉町)組頭・^{ながれわくつ}まち^{まち}役兼帶の權左衛門が「組頭ならびに^{まち}役兼帶召し放し 三ヶ年奴」とされているが、その犯罪は博奕とともに、同類の頼みを受けて「奴金合力受くべき約束にて、酒代金等申し受け、同類取り包」んだこととされている(No.111)。この文章は、奴金の合力を受ける約束で、酒代金等を出して貰い、博奕と一緒に打った人物を隠したという内容と思われるが、いささか理解しにくい文章である。しかし、奴金はまず間違いなく奴身代金のことだろうから、この判決から、一関藩にも奴身代金・代人制が存在したと推定してよいのではないか。一関藩でのこの制度の詳細追究は今後の課題である。

4) 島奴事例

なお、『増補刑罪録』には島奴に処された事例も12件記載されるので、参考までにそれを【資料3】として掲げた。流刑地はいずれも仙台藩の流刑地であることが確認できる。刑期は無期だが、実際には恩赦によって10年前後で赦免されたようである。

おわりに

仙台藩・一関藩の奴刑は、最初は縁坐奴刑として採用された。しかし、次第に追放刑と結合されることにより、犯罪者本人が奴刑に処されるようになった。ところが、このような奴は、それを与えられた諸役人や町村役人にとって、必ずしも使いやすいものではなかった。この点を改善するために、奴身代金・代人制が採用されたが、身代金については、奴を付与された主人と奴との間の直接交渉で金額が決められたため、決して統一された金額とはならなかった。

これは、もっぱら仙台藩の奴刑に即して確認した特徴であり、一関藩のそれについてはいまだ十分な調査ができていない。今後『増補刑罪録』以外の資料を精査することで、この点の不備を克服したい。

[資料 1] 近世前期 江戸幕府女行之事例

(吉田正志『仙台藩刑事法の研究』(巻之三、2012年)202~203頁)

通 題 No.	押 出 年 月 日	犯 名	犯とされた原因	罪 名	処置(判決)
1 600	寛文2・4・23	姫経	盜をした女、主人	寽(盗)付等先	即決死(20-236)
2 208	寛文4・7・27	万吉	主人の女房と密通 不明	大盗付京院	右往(22-319)
3 411	寛文9・6・5		不明 めし油漬を打つ た者(死罪)の女房 物販手合(死罪)の 女房 西郎 その娘	放火犯(死刑)の女 房	大河内子夫是 (廻船)船門 右往(19-154)
4 509	寛文11・6・6	せん	夫(従男)により越 女房	寽(死)付等先	右往(8-144)
5 25	延宝3・6・6	ため	主人を愛した者の 女房(死罪)の女房	延宝3・6・8 如都守兵蔵	右往(7-75)
6 50	元和3・5・28	不明	通女を抱きおいた 者(死)の女房	貞元・2・2 節拾芦榮	右往(18-118)
7 479	寛和3・四5・23	則之	放火犯(死罪)の女 房 お小遣(銀門)の女 房	貞元・6・2 貞元・2・2 貞元・2・2	右往(18-118)
8 822	寛和3・6・16	たま	通女	寽(死)付等先	右往(7-75)
9 523	寛和元・9・11	いち	通族立番り島を 打つた者(銀門)の 女房	寽(死)付等先	右往(18-118)
10 744	寛和2・5・21	たけ	通上の娘	寽(死)付等先	右往(18-118)
11 251	寛和3・7・2	こと	通(死)と密通 不明	不明	右往(18-118)
12 539	寛和3・7・4	てう	人若貫した者(銀 門)の娘	寽(死)付等先	右往(18-118)
13 231	寛和4・4・21	いち	ば(20)と自分の 夫(銀門)との密通 夫死	元和元・3・18 大盗付兵蔵	不明 くら 本日御左前門 右往(16-292)
14 38	寛和4・11・14	わき	夫(銀門)の女房 はま 通上の娘	元和2・7・21 通(死)付等先	本日御左前門 右往(18-328)
15 500	寛和4・12・27	てう	通(死)の女房 よね 通上の娘	元和3・18 小僧金剛院	本日御左前門 右往(21-233) 不明 元和4・8・13 されため 國安左前門 右往(6-140)
		こま	通(死)の娘を切つた 女房	ガ兵(監)付等先	右往(21-317)

注 付引先は脚註の()内の数字は、『清江寛政重修本草』(筑摩書房刊行会)の卷数・頁数である。

【資料2】『増補刑罪錄』に見られる奴刑記事

No.	年月	前名	住所	犯罪事案	懲坐取あるいは奴刑期年)	併科刑	通し番号
1	元禄11(1698)・9	邊作	流瀬水町	他墮斂に奉公、取逃	妻久所	妻を乞ひ仙台領外追放	41
2	元禄15(1702)・正	平四郎・3人	二股町	慈眼寺内の者	妻子・家内・家財・田地欠所	仙台領外追放	605
3	宝永7(1710)・12	平助	鬼死瀬村肝入下人	殺人事件觸致	妻子・家財欠所	他國追放	18
4	享保4(1719)・11	樋左衛門	東山中奥玉村	氣仙沼へ密石	妻子・家財欠所	牢行	
5	享保5(1720)・7	基七	東山下奥玉村	博愛	妻子・家財・家財欠所	他國追放	1336
6	享保8(1723)・9	孫右衛門	東山南小梨村	死人の件で偽り申出	妻子・家財・家財欠所	他國追放	608
7	享保8(1723)・2	三平	足堅	道中で囚人を取り逃がし、接触に出て帰らず	家財・妻子・家財欠所	他國追放	1555
8	寛延3(1750)・正	勘之丞	赤金沢村肝入名代	村を掠め種悪、	家財・田地欠所、妻子奴	永牢	461
9	宝曆3(1753)・8	利左衛門	西黒沢村元肝入	過分の引負	跡地田地・家財欠所、妻子死人	永牢	468
10	明和元(1764)・2	与八郎	東山上奥玉村源藏參見	後継者を認めず、密運賈不リ	田畠召し上げ、妻子・家財欠所	領外五里四方追放	1351
11	明和2(1765)・7	利兵衛	流金沢町元大肝入	勤定薄り、微だ販賣立	妻子・持道異欠所	領外三里四方追放	473
12	明和4(1767)・3	平吉	地主町折十郎子	博愛	於所7日蟄	1	
13	明和4(1767)・5	長十郎	流淮瀬町水呑	博愛		619	
14	明和8(1771)・12	繁平	東山南小梨村	氣仙沼より空盤を騙え駄送		620	
15	明和8(1771)・12	五郎八	流金沢町	御藏入の者より鉄砲を借りる		1352	
16	文政5(1776)・7	音兵衛	二股町	盜組み縛、搶物金を自由にする		1483	
17	文政7(1778)・3	仙ん	大町源助妻	不丁跡、夫へこし我倣	流大肝入へ	1	477
18	文政7(1778)・4	仁左衛門	瀬戸内村八四郎添え人	空妙丸	2	985	
19	文政7(1778)・8	豊三郎	有壁町	有壁町	於その處7日蟄	1	1488
20	文政7(1778)・12	作兵衛	流日形村舟三郎添え人	鍵鎖動走き中、人數を催し腰動	1	805	
21	文政8(1779)・10	宣之丞	三鶴村	地逃	2	806	
22	天明8(1788)・3	平左衛門	大町	博愛	1	627	
23	天明8(1788)・12	仲助	流瀬水町音兵衛妻	盜物質取	1ずつ	1356	
24	寛政元(1789)・10	卯太夫	東山瀬戸村	博愛	於所7日蟄	628	
25	寛政元(1789)・10	庄之丞	有壁町	無拘の姦泡所持	1ずつ	1491	
26	寛政3(1791)・4	宿した女	大町	博愛	1ずつ	629	
27	寛政5(1793)・8	惣十郎	有壁町	盗賊	1	267	
28	寛政5(1793)・8	金五郎妻2人	有壁町	博愛	1ずつ	630	
29	寛政6(1794)・2	養四郎	流淮津村	盗賊宿・盗品買取	1	268	
30	寛政7(1795)・3	助十郎	市野々村田頭	無業の者・強盗等	2	819	
31	寛政7(1795)・3	和惣右衛門等5人	市野々村田頭	舟入勧め方不宣立、妻僕	1ずつ	1549	
32	寛政9(1797)・11	助左衛門	市野々村飯肝入卒	舟櫻目始末の筋、強勢	2	821	
33	寛政9(1797)・11	八右衛門	市野々村	町債を強かす	1	822	
34	寛政9(1797)・11	久吉等2人	市野々村	舟入勧め方無然申立、総頭役辞退申立	1ずつ	1550	
35	寛政10(1798)・2	吉左衛門等4人	流淮津村	伊勢治宅で博奕	1ずつ	631	
36	寛政10(1798)・3	長松	志中村	借金を半で返す	1	1363	
37	寛政10(1798)・3	星笠左衛門	栗山穂田本郷土	栗山穂田より米直賣い	1	1364	

38	寛政11(1799)・6	松兵衛	祥慶寺門前	祥慶寺村	博奕、賃貸のかたに据風呂等持ち入り 煙草入一件につき自分が争うとした	1年半	633
39	享和元(1801)・3	喜兵衛	喜兵衛	喜兵衛	煙草入を縫取	2	490
40	享和元(1801)・9	喜兵衛	二郎町	二郎町	喜兵衛所持	1	1335
41	享和元(1801)・9	治右衛門	三郎村	三郎村	博奕	1	1496
42	享和2(1802)・11	博奕の者	二郎町塙門	二郎町塙門	借金のために塙を渡す	1ずつ	636
43	享和3(1803)・9	久八	五石斎門	一郎町		2	1367
44	文化元(1804)・3	小左衛門等2人	狐禪寺村	博奕		1	640
45	文化元(1804)・3	十太夫	東山塙沢村	博奕		1	642
46	文化元(1804)・4	梅本夫季		博奕宿	口論・打撲	1	826
47	文化2(1805)・2	轍之助等3人	東山塙沢村太郎兵衛添え人	東山塙沢村	躊躇事	1	643
48	文化2(1805)・4	仲太夫	流金沢村	一郎町	益物と心付かず脇差し貰取	1	1388
49	文化2(1805)・7	伊兵衛	狐禪寺村	三郎村伝五郎堀	濡れ米売り払い	1	493
		佐之丞	狐禪寺村			1	
50	文化2(1805)・11	幸吉		一郎町	博奕宿	1ずつ於その處7日繋	644
		鐵威		二郎町		1ずつ	
51	文化3(1806)・11	同犯の者ども		二郎町永助借家	博奕	1	645
52	文化3(1806)・12	多利蔵	平治	派上油田村	博奕	2	646
		平治		流金沢町		2	
		朱威		流金沢村		1	
		鷹太郎		流金沢村		2	
		喜八		流金沢村		1	
		林蔵		流崎村		1	
53	文化4(1807)・4	井平	七郎次等2人	流瀬澤村	江戸御賈夫中博奕	1ずつ	647
		与平太	東山塙沢村			1	
54	文化4(1807)・9	同犯の者ども		東山塙沢村	博奕	1ずつ	648
		茂七	下黒沢村	博奕	1		
55	文化5(1808)・12	同犯の者ども	下黒沢村組頭	博奕	1	649	
56	文化7(1810)・2	佐右衛門等7人	元渕塙村仁兵衛伴	博奕	2組毎召し放し	650	
57	文化7(1810)・2	荒井弘右衛門	元渕塙村所入生	博奕	1	651	
58	文化7(1810)・8	吉郎兵衛	東山塙沢町	博奕	肝入後見召し放し	1	
59	文化8(1811)・正	丸い使者ども	元渕塙村	博奕	過料代5匁文於その處7日繋	1	652
60	文化8(1811)・6	鏡吉	一郎町五右衛門伴	竪石貯取	1	1310	
		夢吉	有壁町又兵衛弟	竪石貯取	2		
61	文化9(1812)・7	正右衛門	東山下奥玉村	博奕	1	1371	
		清吉	下黒沢村	竪石貯取	1		
62	文化9(1812)・10	同犯の者ども	鬼死経村	御制糸を犯す	1	653	
		信		博奕	1		
63	文化10(1813)・9	きり	二郎町西之助妻		1	1001	
64	文化10(1813)・11	与翠太	二郎町西之助妻	御融入にて博奕に均しい福引きをした	1	655	
65	文化11(1814)・6	同犯の者ども	鬼死経村	博奕宿	1	656	
66	文化11(1814)・6	庄右衛門	西黒沢村山立漁師	前科ありながら不届	3	1502	
67	文化11(1814)・6	伊蔵	西黒沢村漁師伊太郎伴	上の出先で匂へ鉄炮塙ちかけ	1	1503	
68	文化11(1814)・7	山三郎		甥の申し付けで、上の出先で匂へ鉄炮塙ちかけ	2		

99	文政12(1829)・8	七手斬 子業助	流螺崎村	博多 乏居に紛らわしい小單せ物與行	1すつ	1すつ
100	天保元(1830)・2	弟作	二閑町 源右衛門・伴	盗物の米手形買取	1	1
101	天保元(1830)・8	福太郎	東山南小製村忠之助子	博多見物、申し約をす	1	1
102	天保元(1830)・11	七左衛門	源吉堂村肝入	数年の酒代糸曲	1	1
103	天保元(1830)・11	長左衛門	源吉堂村	肝入の好曲を告発箇諭	2	2
104	天保2(1831)・正	五右衛門等2人	東山上奥玉村伊右衛門子	親留守中、數人会合で博多宿	1	1
105	天保2(1831)・4	庄九郎	流涌澤村肝入	博多 伴が打擲され、過甚・不法に仇を報ず	1	1
106	天保2(1831)・5	弥右衛門	流涌澤町 赤金沢町	庄九郎牛の件で強奪・不法	1	1
107	天保2(1831)・5	菊松等4人	流螺崎村	盜物買取	1	1
108	天保2(1831)・9	卯左衛門	流螺崎村	蜜石、煎餅	2	2
109	天保2(1831)・9	卯左衛門	流螺崎村	蜜石	2	2
110	天保3(1832)・12	彦助	巡禪寺村忠右衛門養父	蜜子万太郎等と廻々で博多	2	2
111	天保4(1833)・7	権左衛門	流涌澤村組頭・メ俊兼帶	博多、奴金合力を受ける終末で同郷懇校	1	1
112	天保4(1833)・7	庄左衛門	流涌澤村組頭	博多、懇校の力をめ酒代金差し出し	2	2
113	天保4(1833)・7	七兵衛	流螺崎村メ俊	酒代金を受けて懇校を犯を訴えし	1	1
114	天保4(1833)・7	荒井卯盛等2人	流涌澤村	酒代金を出して懇校をしたことを懇校	1	1
115	天保4(1833)・7	七左衛門等4人	流涌澤村	博多 名字を名乗り、家中に飾った	1	1
116	天保4(1833)・12	利三郎	二閑町	金戸町で博多	1	1
117	天保5(1834)・正	丹作	流螺崎村	金戸町で博多	1	1
118	天保5(1834)・4	幸威	二閑町	博多宿	1	1
119	天保5(1834)・12	同犯の者ども	二閑町	博多宿、先年も同様の所行	1	1
120	天保5(1834)・12	同犯の者	二閑町	博多 盜米を安値で買取	1	1
121	天保6(1835)・5	半七	二閑町	盜物買取	1	1
122	天保6(1835)・6	林治	東山櫻沢町	盜賊官、盜物を自由にする	1	1
123	天保6(1835)・7	忠吉	洋螺寺膳代	盜酒・蜜石、足を不取り吸い	1	1
124	天保6(1835)・10	黒沢茂兵衛	一閑町	相場高い手合を愈り取る	1	1
125	天保6(1835)・12	源右衛門	東山北小製村飯研入	向方御領へ穀物売り払い・貯送	1	1
126	天保7(1836)・11	弥三郎～惣吉まで18人	二閑町・狐塚寺村	向方御領へ密物売り払い	1	1
127	天保8(1837)・5	勤右衛門	源揚生村	向方御領へ密物	1	1
128	天保8(1837)・5	喜蔵	流涌澤村	密物と心得かず蜜米等買取	1	1
129	天保8(1837)・6	どう	一閑町友助娘	案内留守中賄け事官、各別御吟味	半年	半年
130	天保8(1837)・12	市三郎	二閑町長慶子	奴中出奔	1	1
131	天保8(1837)・12	忠吉	二閑町	盜物買取	1	1
132	天保8(1837)・12	幸吉等6人	一閑町	盜蜜より密物裏裏買	1	1
133	天保9(1838)・3	彦八	流涌澤町	密物と知りながら蜜買取	1	1
134	天保9(1838)・5	民蔵	流涌澤村	博多宿	2	2
135	天保9(1838)・8	同犯の者	一閑町	博多 蜜蜜を自由にし、酒代金を食る	1	1
136	天保9(1838)・9	猪太郎	源水村	蜜瓶官	1	1
137	天保9(1838)・12	惣之助	二閑町	アリ後召し放し	1	1
138	天保9(1838)・12	文平	流涌澤村メリ亞	蜜蜜を、出来立候、無判断の風流り払い	1	1
139	天保9(1838)・12	武太郎	二閑町源兵衛弟	博多、出奔立候	1	1

138	天保10(1839)・2	太吉	二鷹町自明加勢	盜賊につき謝れを受けて内済	目明手先の本に偽り、謝礼金を受け盗賊一件内済	1	536
140	天保10(1839)・2	佐兵衛	鬼死駒村	盜物賣り払い世話	盜物賣り払い世話	1	537
141	天保10(1839)・4	林十蔵	鬼死駒門	盜物賣り払い世話	盜物賣り払い世話	1	284
142	天保10(1839)・4	長左衛門	有壁町	盜取信、盜物賣り払い世話	盜取信、盜物賣り払い世話	1	285
143	天保10(1839)・4	どう	一鷹町直治娘	心付かず盜物貰取	心付かず盜物貰取	1	1437
144	天保10(1839)・6	清蔵	片馬合村	脱石	心付かず盜物引受	1	1439
145	天保10(1839)・7	弥四郎	流金沢町	心付かず盜物引受	心付かず盜物引受	1	1440
146	天保10(1839)・8	良平	一鷹町	密運商賣し、酒代に盜物引受	密運商賣し、酒代に盜物引受	1	1441
147	天保10(1839)・8	番右衛門	東山瀬戸村	密食包所持	密食包所持	1	1511
148	天保11(1840)・5	利吉	流金沢町	メリ役加勢	盜賊金を受けて内済	1	1279
149	天保11(1840)・9	久米麗	一鷹町基六	盜物貰取、他強者へ売り扱い	盜物貰取、他強者へ売り扱い	2	1444
150	天保12(1841)・5	宇左衛門	流金沢町	密運商賣	密運商賣	1	1446
151	天保13(1842)・6	伊藤六右衛門	二鷹町2人	武器類を他領者へ売り出し	武器類を他領者へ売り出し	3ずつ	1447
152	天保14(1843)・2	石川某	四郎	役儀私出	役儀私出	2	550
153	天保14(1843)・4	勝右衛門	市野々村組頭	外宅へ忍び入り博奕	外宅へ忍び入り博奕	1ずつ	711
154	天保14(1843)・8	橘六等	二鷹町	戸入へ不正の金子を出し、年貢用油を得る	戸入へ不正の金子を出し、年貢用油を得る	2ずつ	553
155	天保14(1843)・8	及川政五治	東山南小製村	戸入へ不正の金子を出し、年貢用油を得る	戸入へ不正の金子を出し、年貢用油を得る	1ずつ	554
156	天保14(1843)・8	三浦豊蔵等8人	同村組頭	戸入へ不正の金子を出し、年貢用油を得る	戸入へ不正の金子を出し、年貢用油を得る	1ずつ	555
157	弘化元(1844)・8	七蔵等3人	流瀬津町	密運商賣作伴	小屋主で抱持の博奕	1ずつ	713
158	弘化元(1844)・10	新太郎	鬼死駒村	隠死駒村	隠死駒村	2	714
159	弘化元(1844)・10	弥作	鬼死駒村	隠死駒村	隠死駒村	1ずつ	714
160	弘化元(1844)・12	伝之助等3人	市野々村	隠死駒村	隠死駒村	1ずつ	715
161	弘化元(1844)・12	奥兵衛	二鷹町	御藏人へ密右衛利払い	御藏人へ密右衛利払い	1	1451
162	弘化2(1845)・5	嘉代公	片馬合村米蔵蟹	本处出奔、制暴を犯す	本处出奔、制暴を犯す	1	717
163	弘化2(1845)・11	荒市	東山熊田倉	博奕を受け取つて虚文作成、差し出し	博奕を受け取つて虚文作成、差し出し	2	718
164	弘化3(1846)・3	金野久治郎	一鷹町下奥玉村肝入	過分に取立押頬	過分に取立押頬	1	1604
165	弘化3(1846)・5	運治	荒峰村	馬喰体邊世、直訴	馬喰体邊世、直訴	2	561
166	弘化3(1846)・5	田監崎英力郎	流瀬津町	密貿を取る、正金手形を相場邊いに取引	密貿を取る、正金手形を相場邊いに取引	1	391
167	弘化3(1846)・5	田野崎齋代治	流瀬津町	日切りの密貿を取る、匂利	日切りの密貿を取る、匂利	1	1452
168	弘化3(1846)・7	長左衛門等3人	東山櫻田村	博奕宿	博奕宿	1ずつ	720
169	弘化3(1846)・7	轟内等9人	東山櫻田村	博奕	博奕	1ずつ	725
170	弘化3(1846)・9	与左衛門等3人	糸桜寺村	山野において博奕	山野において博奕	1	733
171	弘化3(1846)・11	政宣	流瀬津町	博奕、一旦逃亡	博奕、一旦逃亡	1	736
172	弘化3(1846)・11	政太郎等2人	流瀬津町	博奕	博奕	1ずつ	737
173	弘化4(1847)・5	秀治	一鷹村	博奕宿	博奕宿	1	740
174	弘化4(1847)・5	喜吉等2人	二鷹町野瀬平吉半	博奕、一旦逃亡	博奕、一旦逃亡	2ずつ	741
175	弘化4(1847)・5	東作	二鷹町與兵衛半	博奕宿	博奕宿	1	742
176	弘化4(1847)・5	同犯の者ども	二鷹町右衛門造家	博奕宿	博奕宿	1	743
177	弘化4(1847)・6	三蔵	添峰村	脚路を送つて内済、一旦逃亡	脚路を送つて内済、一旦逃亡	1年半	750
178	弘化4(1847)・6	達助等3人	添峰村	脚路を送つて内済、一旦逃亡	脚路を送つて内済、一旦逃亡	1年半	751
179	弘化4(1847)・6	豪作等4人	添峰村	脚路を送つて内済	脚路を送つて内済	1	752
180	弘化4(1847)・6	多い	添峰村	脚路を送つて内済	脚路を送つて内済	1	753
181	弘化4(1847)・6	三右衛門	添浦津町	夫留守中に博奕宿	夫留守中に博奕宿	1	754
182	弘化4(1847)・8	靈治郎	栗山櫻沢町加藤助吉妻弟	謝礼金を受けて内済	謝礼金を受けて内済	1	758
183	弘化4(1847)・11	食松	牧沢村	御藏入で隠け奉	御藏入で隠け奉	1	761
184	弘化4(1847)・11	良左衛門	牧沢村組頭鐵道持主	鉄炮檢定を経て一旦逃亡	鉄炮檢定を経て一旦逃亡	2	762・1515
185	弘化4(1847)・11	骨之助	牧沢村	博奕	博奕	1	763
		泰太郎	添澤沢村	博奕宿	博奕宿	1	於添澤沢町7日隠

186	嘉永元(1848)・12 同犯治四郎 外同犯	博奕	2	768
187	嘉永 3(1850)・3 石川善吉 小野寺長左衛門 斎原三郎太等5人	瀬川村組頭 瀬川村組頭 同村組頭 同村組頭 同村組頭	1ずつ 3組頭召し放し、年金50日 2組頭召し放し、年金30日 2ずつ組頭召し放し、年金20日	
188	嘉永 3(1850)・3 竜鳳三之助	竜鳳三之助	2	574
189	嘉永 3(1850)・11 同犯の者ども	熊谷周治 菊屋慶2人	不正・我儘の勘め方 御藏入へ密石を送る	575
190	嘉永 4(1851)・12 同犯	流崎村	密石 大伴寺で博奕再犯	1455
191	嘉永 5(1852)・7 周治	一關村	博奕 密物と知らず博奕賈、一旦逃亡	2ずつ
192	嘉永 5(1852)・8 和田左衛門	上黒沢村	肝入へ合心、私欲	771
193	嘉永 6(1853)・7 同犯	有壁町	博奕 密委、一旦逃亡	1ずつ
194	嘉永 6(1853)・7 同犯	一關村	博奕 密委、一旦逃亡	1年金10日 1年金10日
195	嘉永 6(1853)・7 伊藤重盛 佐藤新吉	流金沢町 二關町	賭博を他国商人へ売り渡し	1年金10日 2
196	嘉永 6(1853)・7 九兵衛	二關町山本屋敷七牛	2	1458
197	安政元(1854)・7 忠電	二關町山本屋敷七牛	賭博金を受けて縁側元賣の世話	1
198	安政元(1854)・10 九兵衛	二關町山本屋敷七牛	博奕、出奔立體	1459
199	安政元(1854)・12 金治	西黒沢村組頭奥治生	他領者へ剛れ含い、秀り直對達の世話	1
200	安政 2(1855)・7 三浦忠治右衛門	流金沢村組頭	殆い物の配分を受けた 賭博金過分取立、押領	1
201	安政 2(1855)・12 琴作	東山寺下村兵助伴出奔	博奕、奴中出奔立體、又々博奕	1
202	安政 3(1856)・正 名前不詳	古川切少崩放、持道奥女所	古川切少崩放、持道奥女所	590
203	安政 3(1856)・正 平右衛門等3人	2	777	
204	安政 3(1856)・2 清吉	瀬川村	1ずつ年金10日	1518
205	安政 3(1856)・6 武作	流金沢村	1ずつ	592
206	安政 3(1856)・10 小川要治	蓋澤沢村	2	593
		流金沢村旧研入	2年金50日	596

【資料3】『増補刑罪録』に見られる島奴刑配事

No.	年	月	名	前	住 所	犯 罪 事 実	向方御領の者と密通	蟲名	併科刑	赦 免 年 月	通し番号
1	享保16(1731)・5	きく			東山南小梨村角助妻						409
2	延享元(1744)	文之丞			寺沢村甚兵衛二男					宝暦2(1752)・9	2597
3	宝暦11(1761)・6	幸八			張師卯太夫弟弟		有夫の女へ密通	田代浜	持道具欠所	明和7(1770)・11	411・2612
4	宝暦11(1761)・6	らく			二鶴町辰之助妻		有夫にて密通	網地浜	持道具欠所	明和5(1768)・正	412・2605
5	明和7(1770)・6	きん			赤楊生村兵衛妻		有夫にて御隠入者と密通、出奔	田代浜	持道具欠所	安永2(1773)・6	415・2613
6	明和8(1771)・12	せき			流浦津町平五郎妻		有夫にて御隠入者と密通、出奔	網地浜	持道具欠所	安永7(1778)・5	416・2616
7	天明7(1787)・12	古川五蔵太			流畠沢村御蔵御升取		有夫の女へ密通	田代浜	跡欠所	寛政11(1799)・6	418・2625
8	天明7(1787)・12	へん			流畠沢村伊三郎妻		有夫にて密通	網地浜	持道具欠所		419
9	寛政9(1797)・4	えつ			流金沢村長八妻		有夫にて無宿者と密通、出奔	田代浜	持道具欠所		420
10	天保4(1843)・9	佐惣治			時太鼓打		有夫の女へ密通	田代浜	持道具欠所		430
11	嘉永4(1851)・12	千代			流峯村子葉桃之助孫		有夫にて密通	田代浜	持道具欠所		438
12	安政2(1855)・12	俊治			赤蠑嶋村出季立帰		傷害、虚事申し掛け等	江 鷗	持道具欠所		955